

学校いじめ防止基本方針



青森県立青森商業高等学校

目 次

1 学校いじめ防止基本方針……………P1

2 いじめとは……………P1

- (1) いじめの定義
- (2) いじめに対する基本的な考え方
- (3) いじめの構造と動機
- (4) いじめの態様

3 校内における学校いじめ防止対策組織と取組……………P2

- (1) いじめ防止校内委員会
- (2) 生徒いじめ防止委員会
- (3) 学校いじめ防止プログラム

4 いじめの未然防止……………P2

- (1) 学業指導の充実
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
- (3) 教育相談の充実
- (4) 人権教育の充実
- (5) 情報教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携

5 いじめの早期発見……………P3

- (1) いじめの積極的認知
- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
- (3) 複数の教職員による発見
- (4) 相談体制の整備
- (5) 定期的調査の実施
- (6) 情報の共有

6 いじめへの対応 P3

- (1) 生徒への対応
- (2) 関係集団(周りの生徒達)への対応
- (3) 保護者への対応
- (4) 関係機関との連携

7 ネットいじめへの対応 P6

- (1) ネットいじめとは
- (2) ネットいじめの予防
- (3) ネットいじめへの対処

8 いじめの解消 P7

- (1) いじめが「解消している」状態
- (2) 支援の継続

9 重大事態への対応 P7

- (1) 重大事態とは
- (2) 重大事態発生時の報告・調査

10 いじめ防止対策に関する評価 P8

- (1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- (2) 早期発見・事案対処の手立て
- (3) 教員の資質向上

別紙1 日常の組織的指導体制【未然防止・早期発見】 P9

別紙2 緊急時の組織的指導体制【重大事態発生時の対応】 P10

別紙3 いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン P11

別紙4 学校いじめ防止プログラム P13

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめに対しては学校だけでの対応が困難な事案も増加するなど、いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

本校では、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送ることができるようにいじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、保護者・地域住民・関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決できるよう、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※条文を一部読み替えている（児童等→生徒）

※「物理的影响」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ②「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ③「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快欲（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調欲（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかってこられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・その他

3 校内における学校いじめ防止対策組織と取組

(1)いじめ防止校内委員会(別紙1)

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導並びに、いじめを認知した場合の解決に向けた取組等を「いじめ防止校内委員会」を中心として行う。

(2)生徒いじめ防止委員会(別紙1)

①目的

いじめの問題について主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起こらない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

②構成員

生徒会執行部、評議員会等

③開催

ア 定例会(各学期1回程度開催)

イ 臨時部会(必要に応じて開催)

④内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う

イ 話し合いの結果を受けて、主体的な活動を行う

(3)学校いじめ防止プログラム(別紙4)

年間の教育活動全体を通じたいじめ防止プログラムを定め、体系的・計画的にいじめ防止に資する多様な取り組みを行う。

4 いじめの未然防止(別紙1)

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、早期に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの生徒にも、どの学級・学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員が持ち、生徒一人一人に対し、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる必要がある。

(1)学業指導の充実

- ①規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ②「楽しい授業」、「わかる授業」をとおして生徒達の学びあいの授業づくり
- ③コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2)特別活動、道徳教育の充実

- ①ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ②ボランティア活動の充実

(3)教育相談の充実

- ①教育相談委員会の定期的実施(毎月1回)
- ②ホームルーム担任等による面談の定期的実施(4月、6月、11月)

(4) 人権教育の充実

- ①人権意識の高揚

(5) 情報教育の充実

- ①科目「情報処理」におけるモラル教育の充実

- ②ネットいじめ防止の理解と意識高揚

(6) 保護者・地域との連携

- ①学校いじめ防止基本指針等の周知

(入学式や学年 PTA 等での説明、ホームページへの掲載)

- ②学校、学年だより等による広報活動

5 いじめの早期発見(別紙1)

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの積極的認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいのように見えたりすることもあるため、ささいな兆候であっても、いじめの可能性を考慮し、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的に認知する。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン(別紙3)

(3) 複数の教職員による発見

休み時間、昼休み、放課後などの計画的な校内巡視による発見

(4) 相談体制の整備

- ①学校全体として定期的な面談の実施(4月、6月、11月)

- ②相談窓口の設置・周知(養護教諭等の活用)

(5) 定期的調査の実施

- ①いじめアンケートの計画的な実施(7月、10月、12月)

- ②学年団全体でのアンケートの集計や分析

(6) 情報の共有

- ①報告経路の明示、報告の徹底

- ②職員会議やいじめ防止対策委員会等での情報共有

- ③要配慮生徒の実態把握

- ④進級時の引き継ぎ

6 いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決へ向けて担任(もしくは発見者)が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する

- ・心のケアを図る

- ・今後の対策について共に考え、迅速に対応する

- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【具体的な対応】

- ・アンケート調査や個人面談など、生徒からの相談があった場合には、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・「あなたは悪いのではない」ことをはっきり伝えたり、自信を持たせる言葉をかけたりするなどなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、いじめを行った生徒が抱える問題や背景を理解し、立ち直りを支援する。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を与える

【具体的な対応】

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命又は身体等に重大な危険を生じるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 関係集団(周りの生徒達)への対応

被害・加害生徒だけでなく、いじめが行われている周囲でおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめ問題について考えさせ、自力で解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

【具体的な対応】

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

いじめの相談を受けた場合には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

【具体的な対応】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めるとともに、いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

【参考(教師用)】

- いじめを訴えた保護者から 不信感をもたれた教職員の言葉
- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
 - ・家庭での甘やかしが問題です。
 - ・クラスにはいじめはありません。
 - ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であること
- を伝える
- ・何か気がついたことがあれば報告してもらう

【具体的な対応】

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

【参考(教師用)】

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかつたのか。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

①県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる事案の通報、相談
- ・犯罪等の違法行為がある事案の通報、相談

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導助言

⑤その他

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等
- ・法務局等の人権擁護機関等

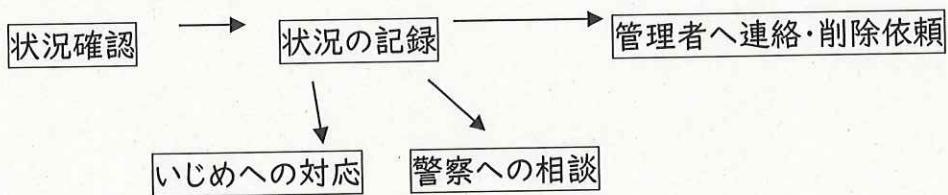
7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ①保護者への啓発
 - ・フィルタリングの徹底
 - ・保護者の見守り、気づき
- ②情報教育の充実
 - 「科目 情報処理」における情報モラル教育の充実
 - ③情報モラルについての講話の実施(1学期)
- (3)ネットいじめへの対処
 - ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・ネットパトロールの活用
 - ②不当な書き込みへの対処



8 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消されている」状態とは、以下の要件が満たされている必要がある。

 - ①いじめられた生徒へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続していること
 - ②いじめられている生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること
- (2) 支援の継続
 - ①いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全を確保する
 - ②いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、生徒や学級の状態を日常的に注意深く観察する

9 重大事態への対応(別紙2)緊急時の組織的指導体制[重大事態発生時の対応]

- (1) 重大事態とは
 - ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
 - ③生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、いじめ防止対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 重大事態発生時の報告・調査

重大事案が発生した場合には、速やかにその旨を県教育委員会を経由して知事に報告する。その後、県教育委員会の判断に従い、学校が調査の主体となる場合には、いじめ防止対策委員会を母体として当該重大事態の特質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。いじめを受けた生徒、保護者及び関係した生徒の心のケアに努めるとともに再発防止に努める。

10 いじめ防止対策に関する評価

いじめ防止対策のより一層の充実を図るため、いじめ防止対策に関する内容を学校評価に位置づけ、取り組み状況等について評価し、実情に応じて方針や具体的取組などについて工夫・改善を図る。

【いじめに関する評価項目】

(1) いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

- ①学校いじめ防止基本方針の内容やいじめ防止対策委員会・いじめ防止校内委員会の存在が生徒並びに家庭・地域等に周知されている
- ②教育相談体制が整備され、定期的に情報の共有が図られている
- ③年間を通じて、いじめ防止対策の取組が実施されている

(2) 早期発見・事案対処の手立て

- ①定期的または必要に応じてアンケートを実施している
- ②個人面談が定期的に、保護者面談が必要に応じて実施されている
- ③いじめ事案の対処が適切に行われている
- ④職員会議等において気になる生徒の情報が共有されている

(3) 教員の資質向上

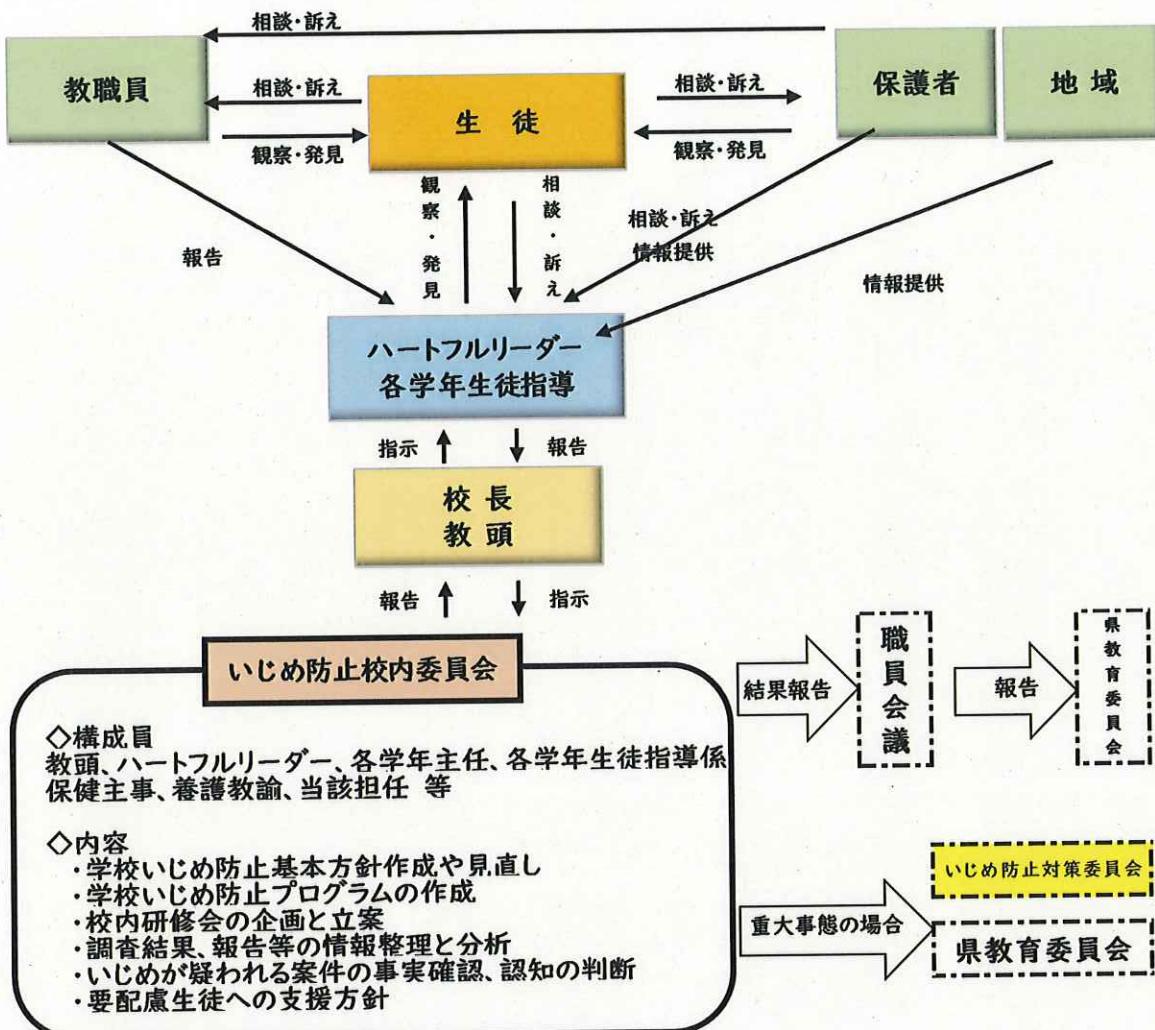
- ①学校いじめ防止基本方針について全ての教職員で共通理解が図られている
- ②いじめに関する校内研修を実施している

附則 この基本方針は、平成26年4月1日から施行する。

平成30年3月14日一部改正

令和3年3月22日一部改正

日常の組織的指導体制【未然防止・早期発見】



未然防 止

- ◇ 学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・主体的に取り組む授業づくり
- ◇ 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動充実
- ◇ 教育相談の充実
 - ・個人面談の定期開催(4.6.11月)
- ◇ 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇ 情報教育の充実
- ◇ 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

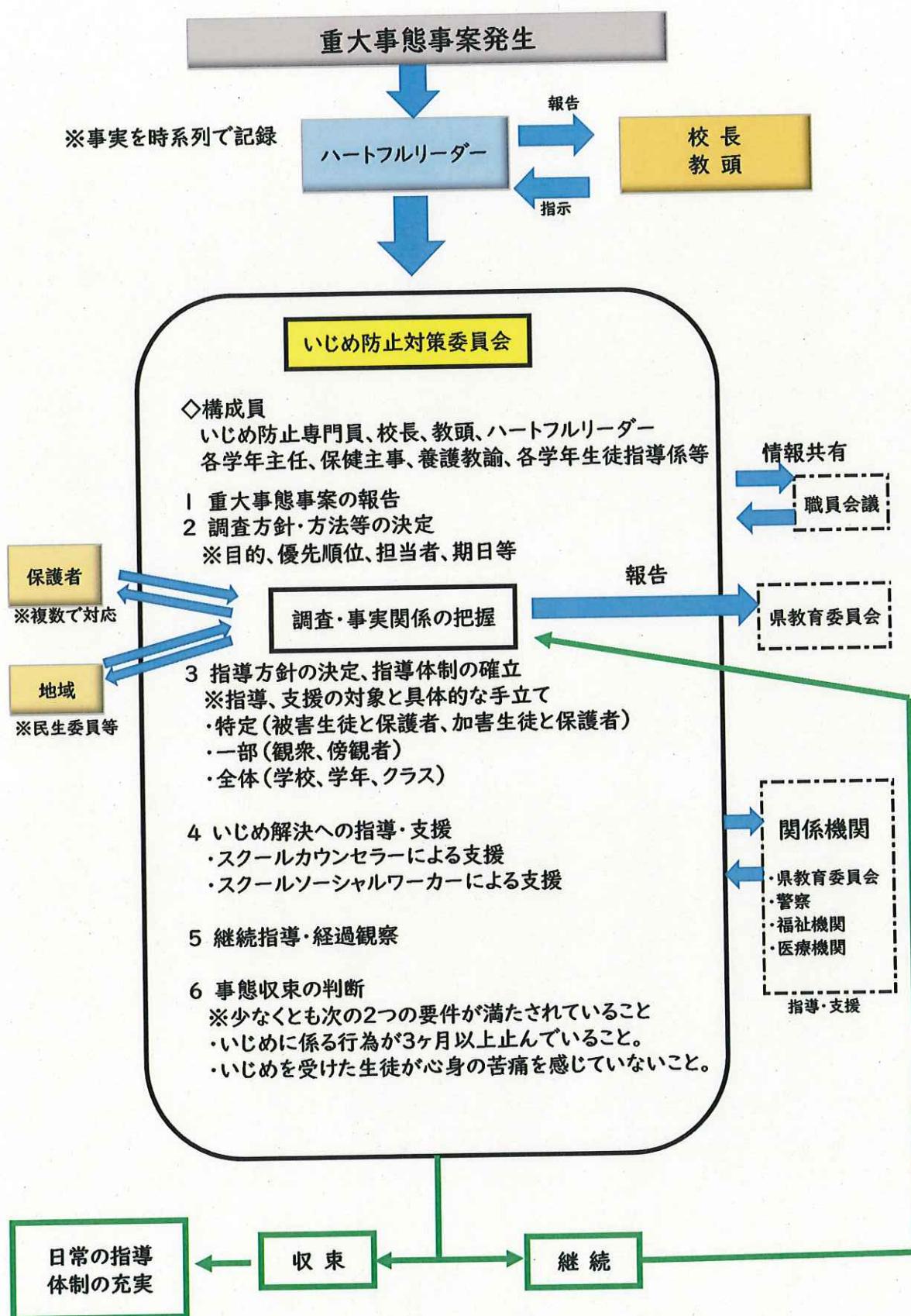
早期発見

- ◇ いじめの積極的認知
 - ・いじめを軽視することなく積極的認知
- ◇ 情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・紧護教諭からの情報
 - ・相談や訴え(生徒/保護者/地域等)
 - ・アンケートの実施(7.10.12月)
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催(生徒/保護者)
- ◇ 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置及び周知
- ◇ 情報の共有
 - ・報告経路の明示や報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引き継ぎ

生徒いじめ防止委員会

- ◇ 構成員
生徒会執行部、評議員等
- ◇ 取組
 - ・いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - ・話し合いの結果を受けて、自主的な活動を行う。

緊急時の組織的指導体制【重大事態発生時の対応】



別紙3

いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

| いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を觀察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

(1) 登校時・ホームルーム・授業・休み時間でのサイン

場面	サイン
登校時 朝のホームルーム活動	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない ・教員と視線が合わず、うつむいている ・体調不良を訴える ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに行くようになる ・教材等の忘れ物が目立つ ・机周りが散乱している ・決められた座席と異なる席に着いている ・教科書・ノートに汚れがある ・突然個人名が出される
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当にいたずらをされる ・昼食を教室の自分の席で食べない ・用のない場所にいることが多い ・ふざけ合っているが表情がさえない ・衣服が汚れていたりしている ・一人で清掃している
放課後等	<ul style="list-style-type: none"> ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする ・一人で部活動の準備、片付けをしている

(2) 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やし、休み時間に廊下を通る際には注意を払い、サインを見逃さないようにする。

サイン	
<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なあだ名が聞こえる ・何か起こると特定の生徒の名前が出る ・壁等にいたずら、落書きがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる ・筆記用具等の貸し借りが多い ・机や椅子、教材等が乱雑になっている

(3) 家庭内でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である

サイン

学校や友人のことを話さなくなる
友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
受信したメールをそこそ見たり、電話におびえたりする
不審な電話やメールがあつたりする
遊ぶ友達が急に変わる
部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする
理由のはっきりしない衣服の汚れがある
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
登校時刻になると体調不良を訴える
食欲不振・不眠を訴える
学習時間が減る
成績が下がる
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
自転車がよくパンクする
家庭の品物、金銭がなくなる
大きな額の金銭を欲しがる

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン

教室等では仲間同士でのみ集まり、ひそひそ話をしている
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
教員が近づくと、不自然に分散したりする
自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙4

学校いじめ防止プログラム

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
4月	・基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	生徒指導部
	・クラス開き (学級のルール作り・基本方針の説明等)	HR活動	生徒	担任
	・面談週間	放課後	生徒	担任
	・学校いじめ防止基本方針等の周知	学校ホームページ	保護者等	生徒指導部
	・「いじめ防止対策」の説明及び啓発	入学式・PTA定時総会	生徒及び保護者	生徒指導部
	・情報モラル教育	学校行事	生徒	生徒指導部
5月	・部活動におけるいじめ防止・啓発	各部活動	生徒	各部顧問
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
6月	・PTAによる挨拶運動	生徒登校時	生徒	渉外部
	・面談週間	放課後	生徒	副担任
	・いじめ防止に関する研修(校内)	放課後	教職員	生徒指導部
7月	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
	・全校集会での注意喚起	全校集会	生徒	生徒指導部
	・第1回いじめ防止に係るアンケートの実施	HR活動	生徒	生徒指導部
	・第1回いじめ防止対策(校内)委員会	特別委員会	教職員・関係機関等	生徒指導部
8月	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
	・部活動におけるいじめ防止・啓発	各部活動	生徒	各部顧問
9月	・PTAによる挨拶運動	生徒登校時	生徒	渉外部
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
10月	・第2回いじめ防止に係るアンケートの実施	HR活動	生徒	生徒指導部
	・いじめ防止校内委員会	特別委員会	教職員	生徒指導部
	・情報モラル教育	学校行事	生徒	生徒指導部
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
11月	・面談週間	放課後	生徒	担任・副担以外
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
12月	・第3回いじめ防止に係るアンケートの実施	HR活動	生徒	生徒指導部
	・いじめ防止校内委員会	特別委員会	教職員	生徒指導部
	・いじめ防止に関する研修(校内)	放課後	教職員	生徒指導部
	・学校評価アンケート	各家庭	保護者	教務部
	・全校集会での注意喚起	全校集会	生徒	生徒指導部
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
1月	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
2月	・学校評価総括会議	職員会議	教職員	教務部
	・第2回いじめ防止対策委員会	特別委員会	教職員・関係機関等	生徒指導部
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部
3月	・いじめ防止基本方針の見直し	職員会議	教職員	生徒指導部
	・新年度入学生の情報収集	放課後	教職員	生徒指導部
	・教育相談委員会	放課後	教職員	生徒指導部